

議案第 18 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

佐倉市中小企業資金融資条例（平成5年佐倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第31項」を「第2条第32項」に改める。

第3条第1項第4号中「第2条第31項第1号」を「第2条第32項第1号」に改め、同条第3項第1号中「第2条第31項第1号」を「第2条第32項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第31項第2号」を「第2条第32項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第31項第4号」を「第2条第32項第4号」に改め、同条第4項第1号中「第2条第31項第1号」を「第2条第32項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第31項第2号」を「第2条第32項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第31項第4号」を「第2条第32項第4号」に改め、同条第5項第1号中「第2条第31項第1号」を「第2条第32項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第31項第2号」を「第2条第32項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第31項第4号」を「第2条第32項第4号」に改め、同条第6項第1号中「第2条第31項第1号」を「第2条第32項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第31項第2号」を「第2条第32項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第31項第4号」を「第2条第32項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。